

許可申請手数料（田辺市手数料条例）

開発行為の許可申請その他本法に基づく申請手数料をまとめると、下表のとおりです。
許可申請時に、納付書により納めて下さい。

申請手数料

（単位：円）

号	申 請 内 容			手 数 料		
ア	法第 29 条の 開発行為の 許可申請の 審査	開発行為の 許可申請手 数料	開発区域の面積（ha）	(ア) 自己居住用	(イ) 自己業務用	(ウ) 左記以外
			0.6 未満	43,000	65,000	190,000
			0.6 以上 1.0 未満	86,000	120,000	260,000
			1.0 以上 3.0 未満	130,000	200,000	390,000
			3.0 以上 6.0 未満	170,000	270,000	510,000
			6.0 以上 10.0 未満	220,000	340,000	660,000
			10.0 以上	300,000	480,000	870,000

イ 法第 35 条の 2 の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査 1 件につき 次に定める金額を合計した金額。ただし、その金額が 870,000 円を超えるときは、その手数料の金額は、870,000 円とする。

(ア) 開発行為に関する設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）

開発区域の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じアに規定する金額に 10 分の 1 を乗じて得た金額

(イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更

新たに編入される開発区域の面積に応じアに規定する金額。ただし、編入される面積が 0.3 ヘクタール未満の場合にあっては、次に定める金額とする。

新たに編入される面積	手数料の額		
	ア(ア)の場合	ア(イ)の場合	ア(ウ)の場合
0.1 ヘクタール未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円

(ウ) その他の変更 10,000 円

ウ 法第 41 条第 2 項ただし書（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 46,000 円

エ 法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1 件につき 26,000 円

オ 法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた者からの地位の承継の承認申請に対する審査

(ア) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものである場合 1 件につき 1,700 円

(イ) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものである場合 1 件につき 2,700 円

(ウ) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(ア)及び(イ)以外のものである場合 1 件につき 17,000 円

カ 法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙 1 枚につき 470 円

＜田辺市手数料条例 第 2 条第 41 号＞